

## ○選挙の開票結果等の公表に関する細則

(目的)

第1条 総代選挙及び推薦委員選挙の開票結果等の公表に関しては、この細則の定めるところによる。

(公表)

第2条 総代選挙及び推薦委員選挙の開票結果は、開票終了後速やかに組合員に公表する。

(推薦委員選挙の投票内容)

第3条 推薦委員選挙の開票結果の公表に際しては、あわせて各総代の投票内容について取りまとめ、全総代に文書で通知する方法により公表するものとする。

### 附 則

この細則は、2018年6月14日から施行する。